

神戸市従業員労働組合衛生支部との交渉議事録

1. 日 時：令和5年6月1日（木） 18:29 ～ 19:01

2. 場 所：文化スポーツ局大会議室（1号館19階）

3. 出席者：

（市）健康局政策課長、担当係長、他1名

（組合）市従衛生支部副支部長、書記長、他4名

4. 議 題：要求書の提出に関する交渉について

5. 発言内容：

（組合）

本日の現業・公企統一闘争要求書の提出に際し、一言ご挨拶申し上げます。

健康局においては、新型コロナウイルス感染症対応終息に向けての取り組み、また、組合員の勤務労働条件に関して、日夜ご尽力いただいていることに心より感謝申し上げます。

今般の公衆衛生上大きな問題となっておりました新型コロナウイルスについては、5月8日から5類に移行し、市民生活においてもこれまでのさまざまな制約が解消しつつある。

しかし、ウイルスが消滅したわけではなく、専門家の話では今後も増減を繰り返していくとの見解が示されており、後遺症の問題も含めて今後も注視が必要な問題である。

さて、3年前からようやく技能労務職員において新規採用が再開された。しかし、それは一部の職種であり、今まで培ってきた技術・知識の継承が行われない職種が多くあることが課題であり、この間も公衆衛生の重要性を訴えてきたが、われわれ衛生支部の職種は、いまだ新規採用の実現に至っていない状況にある。

今後も引き続きそれぞれの職種において将来を見据えた体制が構築できるよう、また、市民サービスを低下させないためにも、今回の要求項目について十分に協議していただくようお願いする。

このあと事務局より、要求書の趣旨説明および職場代表者の声を届けさせていただくので、しっかりと傾聴していただくようお願いし、要求書提出に際しての挨拶に代えさせていただきます。

（組合）

それでは、職場改善・勤務労働条件に関する要求書を提出する。

引き続き、要求書の主旨説明をさせていただきます。

1. 市民の安心・安全の公共サービスを提供できる体制を確立するため、直営を堅持し、業務実態に応じた必要な人員を確保すること。

5月8日から新型コロナウイルスの位置づけが5類に移行となったことで、ウィズコロナ（コロナとの共生）時代の幕開けとなり、社会経済活動の正常化と物流・人流の更なる活性化に向け、期待感が膨らんでいる。しかし、感染症専門家による見立てでは第9波の到来は必至とされ、高齢者や基礎疾患がある人たちにとっては依然として緊張感のある対応が求められる。我々、行政に求められるべきは市民の命と財産を守るべく、正しい情報の発信と保健所や病院等医療体制の拡充であり、安心・安全の公共サービスを提供することは必要不可欠となる。

公衆衛生業務と医療業務を担う我が支部において、今回のコロナ禍で保健課は患者の搬送及び検体の回収、衛生監視事務所は消毒及び保健課の応援、斎場はコロナウイルスで亡くなった方の火葬といった行政業務に携わった。5月8日の時点で神戸市の斎場ではコロナのご遺体の火葬を累計1,434件行い、行政も追いつけないスピードで拡大していく中、鶴越斎場では多い月には1ヵ月で139件、1日最大14件の火葬を通常業務以外に行った。コロナウイルスのご遺体は死後24時間以内に火葬する事が多いため、当日に予約が入る。近隣にはコロナウイルスのご遺体は1日2件18時以降とホームページに載せている市もあった。そのため、他都市で火葬を断られて、たらい回しになったコロナのご遺体も受け入れ、全休日も斎場を開けて出勤し火葬した。通常の15時枠12件が全て埋まっている時には、コロナ対応として時間外の16時枠を設け対応した。沖縄の新聞記事では【火葬待ち1週間超え、1日数万円の遺体安置料に遺族の負担増】となっていると新聞記事に掲載されていたが、今回の新型コロナウイルスに関して神戸市では「火葬待ち」はなく、現場職員の努力により、安全にトラブルなく迅速な対応ができていたと、自負している。

近年メディア等で報道されている南海トラフ地震については30年以内の発生確率は70%~80%とされ、近い将来必ず来るものであると心得ておく必要がある。和歌山・四国はもちろん兵庫・大阪にも莫大な被害が予想され、阪神淡路大震災でも経験したことのない津波による被害も想定されているが、27年前に大震災を経験した我々のノウハウとスキルは行政の財産であると自負できる。

神戸市において、阪神淡路大震災時に、動物管理センターや衛生監視事務所などの各職場では、通常の公衆衛生業務以外に、避難所設置・支援物資の配布・病院入院患者の搬送と、非常時の被災者ニーズにも即応し、現業職種の機動性を証明できたものと考えている。斎場では大震災時は1日120件の火葬を行い、現在も震災を経験した職員が多く残っている。今後高齢化に伴う火葬件数は増加し続け、神戸市ではピーク時を迎える令和22年度に、現在の概ね5割増しに当たる23,000件に達すると予想されている。民間経営している他都市では「火葬待ち」が5~6日は当たり前で、最大10日待たされると社会問題になっているが、神戸市では、直営職員の努力により「火葬待ち」はない。朝日新聞からの取材があった時に「全国の自治体に問い合わせをしているところ、神戸はご遺族の立場に立って対応していると思う」と記者が話していた。また直営の殆どの

職員がベテラン職員なのに対して、民間では仕事に就いて間もない人が骨揚げをしており「人の尊厳」へと問題が発展していく。実際にあった例として、他都市では骨揚げ前の遺骨を誤って機械で吸引して遺骨を紛失してしまい、遺族から慰謝料を求められて提訴されていた。神戸市においても民間委託になった西神斎場で遺骨保管に喉仏が入っていない、入場を待たされるなどの問題が発生している。最近も西神斎場の14時15時枠が空いているにも係わらず断われ、鶴越斎場に來た業者もあった。市民サービスの低下を招くことになる民間委託は止めるべきである。

さらに、市民の生命・財産を守ることは市の責務であることから、來たるべき災害に対応できる直営職場の存在意義は大きい。墓園の直営班では昨年度も引継ぎ墓地への消防局からの苦情や大雪に早急に出動し、先日の大雨で有馬斎場が浸水した際にも梅雨前の緊急を要する要望にも対応した。業務の効率化を図るための安易な人員削減をするのではなく、常に危機意識を持ち、緊急時の初動対応の重要性を認識していただくとともに、われわれ公衆衛生業務の必要性を改めて再認識して頂きたい。以上の点からも危機管理体制の充実に向けて、必要な人員配置と直営堅持を要求する。

2. 勤務労働条件に関する事項については、事前に協議し、労使確認事項は遵守すること。

政策の企画・立案は当局の専権事項であるものの、勤務労働条件に関する事項は事前協議の対象であることを再認識し、当該課に対して趣旨の徹底を図ること。

令和5年7月から墓園の一部業務が民間委託になると聞いている。舞子墓園の障害を持つ職員は事務的な業務をしており、異動となればどのような仕事があるのか日々不安を抱えながら働いている。他の職員も同様であり、当局はそのことを念頭に配慮ある対応を求める。西神斎場については、再三にわたり協議したにもかかわらず、2年前倒して民間委託になった。このことについては遺憾であり支部として撤回を求めたが、政策会議での議論を経て神戸市の方針として決定された事項とのことであった。鶴越の斎場は再整備となっており、甲南斎場も老朽化が進んでいるため、今後建て替えなどの話が出てくると予想される。その際は計画の段階で現場の意見を聞き話し合うこと、また各職場において勤務労働条件に変動が生じる場合は、事前に局支部で十分な時間をかけて協議すること。また定年まで安心して働き続けられるよう、心身の健康に配慮するとともに、設備の更新を積極的に行うことを、合わせてお願いしておく。

3. 定年退職等による欠員については、新規採用で完全補充し、定年引き上げに伴い、新規採用の抑制につながらないように職員定数を確保すること。

長きに訴えてきた労務職の新規採用の扉がようやく開いた。新規採用については公の役割が強い職種に限り再開するとの方向性が示されていることから、当局の責任のもと全職種の職場実態について局・支部で十分協議すること。

残念ながら公衆衛生では14年間新規採用が取れていない状況にあり、この間、現場の創意工夫により何とか市民サービスを低下させないように現場は努力している。その中で食品衛生検査所や健康科学研究所等では職場を守るために再任用職員や会計年度職員が懸命に働いている状況である。職員の高齢化が進み、年齢の空洞化が顕在化しており、年齢の平準化が喫緊の課題である。そのことが改善できなければ、この間の行財政改革による人員削減、民営化により直営自体も危惧される。斎場の火葬業務は技術の継承が必要である。火葬以外にも危険物の取り扱い、火災予防のテクニック、日常の点検、骨揚げなど新人が1人前になるまで相当な時間と体力が必要となる。長年設備投資を怠ってきたからゆえの老朽化した施設、機材では通常作業も困難を極める。体力的な課題を含め、業務量に応じた職員定員の確保と早期の若年層の新規採用を実施すること。

また定年の段階的引き上げの期間中は2年1度、退職者がいない年度が発生する。現業職場の活性化と将来にわたっての安定した公共サービスの提供体制を確保するため、定年退職者がいない年度においても、計画的に新規採用を行うよう要請する。

4. 班長制度拡充に向けて、現場実態に応じた制度に改正すること。

当局の考えとして「まずすべての業務プロセスの再構築や民間活力の導入等により、勤務体制や業務について見直しを図らなければならない。その上で班長制度の拡充については見直し後の体制に見合った制度となるように検討したい」となっているが、公衆衛生のなかで既に勤務体制や業務の見直しを行っている職種があるとわれわれは認識しているが、その部分については、当局と相違がある。班長制度を導入していない職種について具体的な説明を求める。

5. すべての職種において、完全週休2日制を実施できるよう必要な措置をとること。

公衆衛生の中で斎場だけが週休2日の実施に至っていない。現場は週休2日にむけ努力はしているがマンパワー不足により至っていない状況である。一刻も早く職員を確保していただき、体制が整った上で順次週休2日を取れる仕組みを構築していきたいと考えている。今後とも支部として、ワークライフバランスの観点から健康で退職するまで働き続けられ、家族との時間を大切にすることが最も重要であると考えている。

6. 職員が安全で安心して働けるように災害防止に向けた安全衛生管理体制の強化を図ること。

現業職場では依然として、労働災害が多発している現状にある。災害が発生してから再発防止を協議することも大事だが、事後対策よりも災害を未然にふせぐ、事前対策が重要であるとする。耐用年数を経過した施設等では本来の安全管理体制ではカバーしきれない労働災害が発生するリスクが非常に大きいことを踏まえて以下のことを要

求する。

- ① 北区保健福祉課で所有する公用車の走行距離が 124,000 キロに達しており買い換えもしくはリース車への変更を要求する。
- ② 斎場では以前から再三民間葬儀業者に通達してきたが、ペースメーカー不明のまま申告してきたり、未申請での爆発が後を絶たない。先々月も未申請のペースメーカーが爆発し、火葬中の職員の顔に火の粉が飛んでいる。過去には爆発したペースメーカーが覗き窓から飛び出して職員に当たっている。幸い大事には至らなかったが、当たり所が目であれば失明する大怪我に繋がる。引き続き事故のない様に所属から業者に対し指導の徹底を図ること。
- ③ 鴨越斎場の職員控え室の防火扉の建付けが悪くなっている。灯油を使い火葬する施設であり、消防法の観点からも修理すること。
- ④ また、老朽化した施設に対する早期の予算措置を講ずること。

7. あらゆる感染症の防止対策に従事する職場に対し、人員、機材等が必要になった場合は速やかに柔軟な対応を行うこと。

感染症に関わる職種の多い我が支部職員はこの間、自身が罹患するかもしれないという不安や職員が感染を広げてはいけないと常に意職し生活しており、気持ちが悪く休まらない中で市民のため懸命に業務にあたってきた。しかし、業務を円滑に進めるためには以下のことが必要であり、早急な対応を求める。

- ① 昭和 56 年の開所時から使っている、健康科学研究所の使用済み防護服などを廃棄前に消毒するオートクレープ(滅菌器)が古くなっており買い替えが必要である。
- ② コロナウイルス感染症は 5 類へ移行されたが感染症予防対策の観点からも、今後も新たな感染症が発生した時に備え、保健所保健課をはじめ引き続き十分な対応ができる体制を構築してもらいたい。
- ③ 鴨越斎場の炉前ホールにはエアコンがなく夏場は室温が 36 度や骨揚げ台のまわりは 40 度～50 度に達する。夏期における熱中症対策として導入されたウォーターサーバー及び冷風機の設置に対し感謝申し上げます。しかしホールの電源が故障して冷風機やウォーターサーバーが稼働しておらず、熱中症対策が徹底されていないため早急に対応するとともに、市民の熱中症対策からも鴨越斎場炉前ホールにエアコンの設置を要求する。

8. 以上の要求に対する回答については、誠意を持って回答するとともに、合意事項については文書協約を交わすこと。

労使の信頼関係を保つためにも、要求に対する回答は誠意を持って回答し、必ず文書で回答するとともに合意事項については協約書を締結すること。

趣旨説明は以上である。

続いて、各執行委員から発言させて頂く。

(組合)

項目1と2について3点補足説明する。

1点目、今年度4月の異動で斎園管理課の課長・係長、墓園管理センターのセンター長・係長が新しく着任した。そんな中、7月からは事務所の業務が民間に委託され本当に上手くいくのか不安である。未だに仕事分担の内容も明確にされておらず、話し合いの場も設けられていない。早急に内容説明と意見交換の場を設けること。

2点目、以前から直営班の緊急時の必要性を訴えてきたが、昨年度も何度か緊急対応を行った。直近では、本年1月末の大寒波の際、積雪に見舞われた園内において早急に除雪などを行い復旧に努めた。今後も大雨や台風といった異常気象による緊急対応が必要な場面が想定されることから、直営班の必要性を再度検討すること。

その他にも、昨年夏及び先日は、斎場からの緊急を要する要望を受け、対応した。

今後も墓園以外の衛生支部内の職場においても、出来る範囲で緊急作業に協力していくつもりである。

3点目、事務所業務の民間委託が7月に行われることで、異動の可能性のある職員は不安な気持ちで仕事をしている。その不安を少しでも解消出来るよう配慮いただきたい。以上である。

(組合)

項目7について補足説明する。

昨年、コロナ検体の回収方法等の変更について現場に知らされなかった事が多々あった。実際に病院や民間業者へ回収に行ってから知る事となり業務に支障をきたすこともあった。当時の感染症担当係長に申し入れを行い、週1回の情報共有の場を持つこととなったが、1・2回ただけで終わってしまった。スムーズな業務遂行を行うために情報共有は大切な事であり、連絡体制についてもしっかりと整えていただきたい。

(組合)

項目1について補足説明する。

鴨越斎場では、コロナで亡くなられた方の火葬・お骨あげを多い月でひと月139件、1日最大14件、通常業務以外の対応で連日にわたり行った。

近隣の市では、コロナで亡くなられた方の火葬を1日最大1件とホームページに記載し、市民からの苦情を受け、2件に増やしているものもあった。また、他市で受け入れを断られ、神戸市の斎場に來られている方もあった。神戸市斎場の再整備においても

「火葬待ち」は考えていかなければならない課題の1つである。民間では、災害や感染症の対応が遅れたり、対応できない場合もある。火葬待ちが1週間におよんだ場合、市民が負担する金額は安くなく、そのような負担はさせるべきではない。市民サービスの低下を招く事となる民間委託は止めるべきである。

項目2について補足説明する。

勤務労働条件に関わる事項についての事前協議制の徹底について、今後の再整備については、現場職員と協議した上で進めていただきたい。

項目3について補足説明する。

職員の高齢化に伴い、若い人材が必要である。新規採用を切に願う。

また、業務委託となった西神斎場では、14時と15時出棺枠が空いているにもかかわらず、当日予約という理由で火葬を断るという事案が発生した。鶴越斎場では先日、妊娠12週齢の死産児が当日14時頃に予約無く来場された。たまたま14時枠が空いていたことから、当日受けの火葬を行なった。臨機応変かつ迅速な対応は、直営事業でなければなし得ない事である。

神戸市クレドの核心とは、どんなときも市民目線、圧倒的な当事者意識、果敢にチャレンジとうたわれている。どんなときも市民目線、圧倒的な当事者意識で毎日頃実践しているのは、我々鶴越斎場である。

(組合)

こちらからは以上である。

各執行委員からの補足事項を含め、現時点で回答できることがあれば願います。

(市)

日頃から皆さまには、公衆衛生の第一線で市民サービスの向上のためにご精励いただいております。また、新型コロナウイルス感染症への対応など、非常に困難な状況の中で市民生活が維持できるよう懸命に取り組んでいただいたこと、この場をお借りして、お礼申し上げます。

ただいま、現業・公企統一闘争要求書をいただき、ご説明をお受けした。

皆様もご承知のとおり、現在、私ども神戸市職員の勤務実態や公務のあり方に対して、市会や市民及びマスコミから引き続き非常に厳しい視線が向けられている状況にある。さらに、人口減少・少子超高齢社会、東京一極集中など社会経済情勢の変化による課題にも直面していることから、ポスト・コロナにおける課題解決に向け、これまでの市役所の古い体質から脱却し、市民から信頼される市役所にしていくために、スピード感をもって抜本的な市役所改革に取り組み、新しい神戸市役所を作っていかなければならない。

本市の財政状況については、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応、物価高

騰や急速な円安への対策、さらに、公共施設の光熱費や公共事業の事業費の増加など、想定外の財政需要の発生により、一層厳しくなることが見込まれており、今後の財政運営にあたっては引き続き、危機感を持って臨む必要がある。

そのため、将来にわたって市民サービスの維持・向上をめざす「スマート自治体」の実現に対応していくため、「神戸市行財政改革 2025」に基づいて、引き続き行財政改革に取り組んでいく必要があると考えており、特に生産年齢人口の減少に伴う労働力不足が加速する中で、業務改革や事務事業の見直し、官民の役割分担の見極め等に取り組むことにより、スリムな組織・職員体制を構築していく必要がある。また、職員の健康確保の観点からも、経常的・構造的な時間外勤務の解消、週休日及び休日の振替の取得の徹底など、時間外勤務の縮減について、これまで以上に力をいれて、早急に取り組んでいく必要がある。

いずれにしても、本日いただいたご要求、ご意見については、ただいまお受けしたところであるので、十分に検討させていただく。なお、管理運営事項についてはお答えできないが、勤務条件に関するものについては、お時間をいただいて、後日、改めて回答させていただく。

(組合)

2023 現業闘争は 10 月 20 日に全国統一行動日として、1 時間のストライキを配置している。19 日のヤマ場に向け、本日の支部要求・交渉員の意見に対しては、管理運営事項の問題はあるものの不誠実な回答にならないよう、誠意ある回答をお願いしておく。では、これをもって団体交渉を終了する。